ハーモニー　運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社修明（以下「事業者」という。）が設置するハーモニー（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員、保育士等（以下「従業者」という。）が、障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
2　指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する区市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
3　前項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称等）

指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）名称　　ハーモニー
（2）所在地　東京都練馬区石神井台8-18-27　1F　セザール石神井台

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

（1）管理者　　1名
　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（2）児童発達支援管理責任者　　1名
　　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定放課後等デイサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
（3）児童指導員または保育士　2名以上（うち1名以上は常勤）
　　児童指導員または保育士は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。
（4）機能訓練担当職員　必要に応じて配置
　　機能訓練担当職員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し必要な機能訓練を行う。
（5）指導員　必要に応じて配置
　　指導員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。

第5条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
（1）営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日までを除く。
（2）営業時間
月曜日から土曜日：午後0時00分から午後6時00分までとする。
（3）サービス提供時間
平日：午後1時00分から午後5時までとする。
休校日：午後1時00分から午後5時までとする。

第6条（利用定員）

事業所の利用定員は、次のとおりとする。

平日：10名　　休校日：10名

第7条（指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、重症心身障害以外とする。

第8条（指定放課後等デイサービスの内容）

事業所が行う指定放課後等デイサービスの内容は次のとおりとする。
（1）放課後等デイサービス計画の作成
（2）健康状態の把握及び日常生活の指導・支援
（3）5領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）に基づく総合的な支援プログラムの提供
（4）送迎サービス
（5）保護者に対する相談・助言

第9条（利用者から受領する費用の額等）

指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から通所給付決定保護者の負担上限月額の範囲内での利用者負担額（1割負担）の支払を受けるものとする。
2 事業所は、前項の支払を受けるほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を保護者から受けることができる。
（1）おやつ代　1回につき【100】円
（2）日常生活においても通常必要となるものに係る費用（創作活動費・教材費等）【実費】
3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、練馬区、豊島区、府中市とする。

第11条（利用に当たっての留意事項）

（1）事業所内の設備及び器具は大切に使用すること。
（2）他の利用者に対する迷惑行為を行わないこと。
（3）体調不良その他の理由により休業する場合は、あらかじめ事業所に連絡すること。

第12条（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っている際に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、保護者及び管理者に報告するものとする。

第13条（非常災害対策）

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画（事業継続計画（BCP）を含む）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

第14条（苦情解決）

提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児及び保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3 事業所は、行政機関等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第15条（個人情報の保護）

事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報について、個人情報保護法その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においても、同様とする。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
（1）虐待防止に関する責任者の設置
（2）苦情解決体制の整備
（3）従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
（4）虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

第17条（感染症等の予防及びまん延の防止）

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
（1）感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（3）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

第18条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービスの提供にあたっては障害児又は他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為を行わない。
2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
（1）身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第19条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（安全計画の策定等）

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。
2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。
3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第21条（自動車を運行する場合の所在の確認）

事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。
2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

第22条（適切な職場環境の維持）

事業所は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、相談体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第23条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（1）採用時研修　採用後1カ月以内
（2）継続研修　年1回
2　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社修明と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。